

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 土地改良法施行令 (昭和二十四年政令第二百九十五号) (附則第五条関係)	1
○ 公営住宅法施行令 (昭和二十六年政令第二百四十号) (附則第七条関係)	13
○ 森林法施行令 (昭和二十六年政令第二百七十六号) (附則第八条関係)	14
○ 国有財産特別措置法施行令 (昭和二十七年政令第二百六十四号) (附則第十条関係)	28
○ 消防法施行令 (昭和三十六年政令第三十七号) (附則第十二条関係)	30
○ 農業協同組合法施行令 (昭和三十七年政令第二百七十一号) (附則第十三条関係)	32
○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令 (昭和四十七年政令第百八十三号) (附則第十四条関係)	33
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第九十五号) (附則第十五条関係)	34
○ 介護保険法施行令 (平成十年政令第四百十二号) (附則第十六条関係)	35
○ 総務省組織令 (平成十二年政令第二百四十六号) (附則第十七条関係)	36
○ 農林水産省組織令 (平成十二年政令第二百五十三号) (附則第十八条関係)	38
○ 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) (附則第十九条関係)	39

改正案		現行	
<p>（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 農林水産大臣は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる地域については、同表の下欄に掲げる地積に代えて、それぞれより小さい地積を指定することができる。</p>	<p>（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 農林水産大臣は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる地域については、同表の下欄に掲げる地積に代えて、それぞれより小さい地積を指定することができる。</p>	<p>（略）</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）又は過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過</p>	<p>（略）</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）又は過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以</p>
<p>第一項第二号に規定する地積</p>	<p>第一項第二号に規定する地積</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

疎地域をいう。以下同じ。）	(略)
13 (略)	(略)
附則	(都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例)
第三条 (略)	2 (略)
3 農林水産大臣は、特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項及び第四項において同じ。）内において行う農業用道路の新設又は変更については、令和九年三月三十一日までの間（特別特定市町村（同法附則第五条に規定する特別特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項及び第四項において同じ。）内において行うものにあつては、令和十年三月三十一日までの間）は、第五十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。	(国の補助の特例)

下同じ。）	(略)
13 (略)	(略)
附則	(都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例)
第三条 (略)	2 (略)
(新設)	(国の補助の特例)

第六条 (略)

2 特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間
 (特別特定市町村の区域内にあつては、令和三年度から令和九年度
 までの間。第四項において同じ。) にその工事に着手した土地改良
 事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの(同表の第二欄に掲げる
 区域内において行ふものに限る。) についての令和八年度(特別特
 定市町村の区域内にあつては、令和九年度) までの予算に係る国の
 補助に関する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二
 項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表
 の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手し
 た年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

欄 第一	欄 第二	欄 第三	欄 第四	第 五 欄													
沖繩、 奄美群島、 第一項第 十八條第 二、号の 特別、 豪雪	沖繩、 奄美群島、 第一項第 十八條第 二、号の 特別、 豪雪	沖繩、 奄美群島、 第一項第 十八條第 二、号の 特別、 豪雪	百分 の五 十五					百分 の五 十五	百分 の五 十四	百分 の五 十三	百分 の五 十二	百分 の五 十一	百分 の五 十	令和 三年 度	令和 四年 度	令和 五年 度	令和 六年 度
欄 第一	欄 第二	欄 第三	欄 第四	百分 の五 十五	百分 の五 十五	百分 の五 十四	百分 の五 十三	百分 の五 十二	百分 の五 十一	百分 の五 十	特別 特定 市町 村の 区域	特別 特定 市町 村の 区域	特別 特定 市町 村の 区域	特別 特定 市町 村の 区域	特別 特定 市町 村の 区域	特別 特定 市町 村の 区域	特別 特定 市町 村の 区域

第六条 (略)

(新設)

第七十八條第一項第二号の三に規定する土地改良事業													区域													
山	定	、	地	実	対	振	半	村	興	、	地	豪	特	島	、	群	奄	県	沖	道	北	海				
村	農	特	域	施	策	興	島	、	山	振	帯	雪	別	、	島	離	美	、	繩	、	海					
													第七十八條第一項第二号の三	区域												
													十の五	百分												
													十五の五	百分												
													十五の五	百分												
						は、	つて	に	あ	域	内	の	区	町	村	定	市	別	特	(特	十	四	の	五	百分	
						は、	つて	に	あ	域	内	の	区	町	村	定	市	別	特	(特	十	三	の	五	百分	
						は、	つて	に	あ	域	内	の	区	町	村	定	市	別	特	(特	十	二	の	五	百分	
						は、	つて	に	あ	域	内	の	区	町	村	定	市	別	特	(特	十	一	の	五	百分	
						は、	つて	に	あ	域	内	の	区	町	村	市	町	特	定	特	別	十	(の	五	百分

島	山	振	帯	雪	別	(区	道	北	区	外	域	の	地	傾	び	域	田	定	指	地
振	半	村	興	地	豪	特	域	の	海	域	の	以	の	区	帯	斜	急	及	地	棚	域
			三	号	第	一	条	第	七												
				の	二	項	第	十	八												
								十	の												
								五	百												
									分												
								十	五												
								の	百												
								五	分												
つ	に	域	の	町	定	別	(十	の												
て	あ	内	区	村	市	特	特	四	五												
									百												
									分												
つ	に	域	の	町	定	別	(十	の												
て	あ	内	区	村	市	特	特	三	五												
									百												
									分												
								十	の												
								二	五												
								の	百												
								五	分												
								十	の												
								二	五												
								の	百												
								五	分												

(特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域を除く。)内において行う場合(畑の改良を目的とする事業を行う場合に限る。)にあつては百分の五十二、沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の八十、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十(畑の改良を目的とする事業を行う場合にあつては三分の二、田の改良を目的とする事業であつて、農業用排水施設の新設又は変更の工事を含むものを行う場合にあつては当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の六十五)、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯(沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。)の区域内において行う場合にあつては百分の五十五)とする。

4 特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までにその工事に着手した附則第三条第一項に規定する土地改良事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの(同表の第二欄に掲げる区域内において行うものに限る。)についての令和八年度(特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度)までの予算に係る国の補助に關する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

第	五	欄
---	---	---

(特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域を除く。)内において行う場合(畑の改良を目的とする事業を行う場合に限る。)にあつては百分の五十二、沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の八十、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十(畑の改良を目的とする事業を行う場合にあつては三分の二、田の改良を目的とする事業であつて、農業用排水施設の新設又は変更の工事を含むものを行う場合にあつては当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の六十五)、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯(沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。)の区域内において行う場合にあつては百分の五十五)とする。

(新設)

	除く	の	る	掲	項	(事	改	土	す	規	号	第	一	条	十	第	欄	第		
山	定	、	地	実	対	振	半	村	興	、	地	豪	特	島	、	群	奄	県	沖	欄	第
村	農	特	域	施	策	興	島	、	山	振	帯	雪	別	、	離	島	美	、	縄	欄	第
													号	第	一	条	十	第	欄	第	三
	合	る	掲	欄	合	の	補	表	じ	に	区	費	事	業	げ	に	第	別	欄	第	四
		割	げ	に	の	割	助	の	同	応	分	の	業			掲	一	表			
																十	の	百	度	三	令
																五	の	分	三	年	和
																十	の	百	度	四	令
																五	の	分	四	年	和
	、	十	の	百	は	、	つ	に	域	の	町	定	別	(十	の	百	度	五	令	和
	、	五	の	分	は	、	つ	に	内	区	村	市	特	特	四	の	分	五	年	和	和
	、	十	の	百	は	、	つ	に	域	の	町	定	別	(十	の	百	度	六	令	和
	、	四	の	分	は	、	つ	に	内	区	村	市	特	特	三	の	分	六	年	和	和
	、	十	の	百	は	、	つ	に	域	の	町	定	別	(十	の	百	度	七	令	和
	、	三	の	分	は	、	つ	に	内	区	村	市	特	特	二	の	分	七	年	和	和
	、	十	の	百	は	、	つ	に	域	の	町	定	別	(十	の	百	度	八	令	和
	、	二	の	分	は	、	つ	に	内	区	村	市	特	特	一	の	分	八	年	和	和
	、	十	の	百	は	、	つ	に	域	の	町	定	別	(十	の	百	度	九	令	和
	、	五	の	分	は	、	つ	に	内	区	村	市	特	特	十	の	分	九	年	令	和
	、	十	の	百	は	、	つ	に	域	の	町	定	別	(十	の	百	度	九	令	和
	、	五	の	分	は	、	つ	に	内	区	村	市	特	特	十	の	分	九	年	令	和

事業改良	土地	する	規定	号に	第一	項	第一	条	第十	第七											
島振	、山	振興	帯、	雪地	別豪	(特)	区	道の	北海	区域	外の	域の	地帯	傾斜	び急	域及	田地	定棚	、地	指	域
					号	第一	項	第一	条	第十	第七										
補助	表の	じ同	に	区	費の	事業	げ	に	第一	別	表										
									十五	の	百分										
									十五	の	百分										
つて	にあ	域内	の	町	定	別	(特)	十四	の	百分											
つて	にあ	域内	の	町	定	別	(特)	十三	の	百分											
つて	にあ	域内	の	町	定	別	(特)	十二	の	百分											
								十二	の	百分											
								十二	の	百分											

<p>5 附則第三条第二項に規定する土地改良事業についての第七十八条 第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわ らず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の 割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十五（沖縄県の区</p>	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>くを区帯斜急又地棚指畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>

<p>3 附則第三条第二項に規定する土地改良事業についての第七十八条 第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわ らず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の 割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十五（沖縄県の区</p>	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>くを区帯斜急又地棚指畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>
	<p>るにものするとのを改良畑の行いてにお城内の海道（北</p>

域内において行う場合にあつては百分の七十五、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十」とする。

域内において行う場合にあつては百分の七十五、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十」とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>7 法附則第十五項に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域（第四号及び第五号に掲げる地域にあつては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を除く。）とする。</p> <p>一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u></p> <p>二〇八（略）</p>	<p>附則</p> <p>7 法附則第十五項に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域（第四号及び第五号に掲げる地域にあつては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を除く。）とする。</p> <p>一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u></p> <p>二〇八（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第五条に規定する特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。）内において令和三年度から令和八年度までの間（特別特定市町村（同法附則第五条に規定する特別特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区域（同法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下この項及び次項において同じ。）内にあつては、令和三年度から令和九年度までの間。次項において同じ。）にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域において行う林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助についての第十二条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、令和八年度までの間（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度までの間）、別表第三の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 特定市町村（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第五条第一項に規定する特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区域（同法附則第六条又は第七条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。）において、平成十二年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域において行われた林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助についての第十二条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成十六年度までの間、別表第三の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。</p>

同欄に定める割合とする。

費用の区分	地域	補助の割合		
		令和三年度	令和四年度	令和五年度
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)で、振興山村(山村振興	百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五

費用の区分	地域	補助の割合		
		平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)で、振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。)以外の地	百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五

北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域																					
													十五の五百分								
													十五の五百分								
百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十四	の五	百分	十	の六	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村
百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十三	の五	百分	一十九	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村
百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十二	の五	百分	一十八	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村
百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十一	の五	百分	一十七	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村
分の	、	ては	あつ	内に	区域	村の	市町	特定	特別	十	の五	百分	一十六	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村

北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域													
													十五の五百分
													十四の五百分
													十三の五百分
													十二の五百分
													十一の五百分

			別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(三)に掲げる費用																		
北海道、沖縄県、奄美群島、離島			域																		
十	の五	百分														十五	の五	百分			
十	の五	百分														十五	の五	百分			
十九	の四	百分	一	十五	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十四	の五	百分	一	十五	の五
十八	の四	百分	一	十四	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十三	の五	百分	一	十四	の五
十七	の四	百分	一	十三	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十二	の五	百分	一	十三	の五
十六	の四	百分	一	十二	の五	百分	は、	つて	にあ	域内	の区	町村	定市	別特	(特	十一	の五	百分	一	十二	の五
十五	の四	百分	一	五	十分	の百	は、	つて	あつ	内に	区域	村の	市町	特定	特別	十	の五	百分	一	五	十分

			別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(三)に掲げる費用															
北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及			域															
十	の五	百分														十五	の五	百分
十九	の四	百分														十四	の五	百分
十八	の四	百分														十三	の五	百分
十七	の四	百分														十二	の五	百分
十六	の四	百分														十一	の五	百分

別表第三(第十二条関係)

林道の開設に要する費用	費用の区分	補助の割合
林道の開設に要する費用	一 一般林道(次号から第六号までに規定する林道以外の林道をいう。)に係るもの (一)の (二)の (略)	沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十(振興山村又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)のうち北海道、奄美群島又は離島振興対策実施地域に属するものにあつては、百分の五十五)

別表第三(第十二条関係)

林道の開設に要する費用	費用の区分	補助の割合
林道の開設に要する費用	一 一般林道(次号から第六号までに規定する林道以外の林道をいう。)に係るもの (一)の (二)の (略)	沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十(振興山村又は過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域(以下「過疎地域」という。)のうち北海道、奄美群島又は離島振興対策実施地域に属するものにあつては、百分の五十五)

	<p>産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（一）に掲げるものを除く。</p> <p>（三） の その他の林道に係るもの</p>
<p>二〇六 （略）</p>	<p>沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき指定された基幹的な林道で奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の六十五）、その他の地域にあつては百分の四十五（振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十）</p>

	<p>産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（一）に掲げるものを除く。</p> <p>（三） の その他の林道に係るもの</p>
<p>二〇六 （略）</p>	<p>沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十（過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項の規定に基づき指定された基幹的な林道で奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の六十五）、その他の地域にあつては百分の四十五（振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十）</p>

別表第四（第十二条関係）		林道の拡張に要する費用	(略)
費用の区分	補助の割合		
林道の開設に要する費用	一 一般林道（次号から第五号までに規定する林道以外の林道をいう。）に係るもの (一)・(二) (略) (三) その他の林道に係るもの	沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十（振興山村及び過疎地域の五十五（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき指定され	(略)

別表第四（第十二条関係）		林道の拡張に要する費用	(略)
費用の区分	補助の割合		
林道の開設に要する費用	一 一般林道（次号から第五号までに規定する林道以外の林道をいう。）に係るもの (一)・(二) (略) (三) その他の林道に係るもの	沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十（振興山村及び過疎地域の五十五（過疎地域の自立促進特別措置法第十四条第一項の規定に基づき指定された基幹的な林道で奄	(略)

林道の拡張に要する費用	
(略)	二〇五 (略)
(略)	た基幹的な林道で奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の七十)、 その他の地域にあつては百分の四十五(振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十)

林道の拡張に要する費用	
(略)	二〇五 (略)
(略)	美群島にあるものに係るものにあつては、百分の七十)、 その他の地域にあつては百分の四十五(振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十)

改正案	現行
<p>（無償貸付）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 各省各庁の長は、法第二条第二項第七号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなった日）から令和十三年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこととなった日の前日）までの間</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～6（略）</p>	<p>（無償貸付）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 各省各庁の長は、法第二条第二項第七号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなった日）から平成三十三年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこととなった日の前日）までの間</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～6（略）</p>

<p>8 (略)</p>	<p>7 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)の規定の適用を受けている市町村の区域</p> <p>三 (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>7 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定の適用を受けている市町村の区域</p> <p>三 (略)</p>

改正案	現行
<p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならぬ。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならぬ。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域</p>

<p>3 3 6 (略)</p>	<p>四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域</p> <p>五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域</p>
<p>3 3 6 (略)</p>	<p>五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域 (新設)</p>

改正案	現行
<p>（農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金）</p> <p>第四条 法第十条第二十項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。</p> <p>一 次に掲げる地域における産業基盤の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置及び運営又は当該施設の用に供する土地の取得、区画形質の変更若しくは造成に要する資金</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域若しくは同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域（イに掲げる地域を除く。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金）</p> <p>第四条 法第十条第二十項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。</p> <p>一 次に掲げる地域における産業基盤の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置及び運営又は当該施設の用に供する土地の取得、区画形質の変更若しくは造成に要する資金</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域若しくは同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（イに掲げる地域を除く。）</p> <p>二（略）</p>

○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）
 （附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>2 法第四条第三項第十九号に規定する政令で定める経費は、前項第十二号に掲げる公共下水道の設置及び改築に関する経費のうち、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第九号）</u>第十七条第九項の規定により国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に要する経費とする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2 法第四条第三項第十九号に規定する政令で定める経費は、前項第十二号に掲げる公共下水道の設置及び改築に関する経費のうち、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）</u>第十五条第九項の規定により国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に要する経費とする。</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）
 （附則第十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務） 第二条（略）</p> <p>2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（削る）</p> <p>六 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域</p> <p>七 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域</p>	<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務） 第二条（略）</p> <p>2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(法第六十六条ただし書の政令で定める規定等)</p> <p>第三十七条 法第六十六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の規定(同法第八十九条第一項第一号に限る。)</p> <p>二十三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)の規定(同法第二十条第一項第一号に限る。)</p> <p>二十四～三十三 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(法第六十六条ただし書の政令で定める規定等)</p> <p>第三十七条 法第六十六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定(同法第十六条第一項第一号に限る。)</p> <p>二十三 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の規定(同法第八十九条第一項第一号に限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>二十四～三十三 (略)</p>

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 (略)

2 (略)

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の同意及び許可に関する基準に關すること。

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に關すること。

4 (略)

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 (略)

2 (略)

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の同意及び許可に關する基準に關すること。

三 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に關すること。

4 (略)

ハ)ニ。

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十四条の二 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(道路局環境安全・防災課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全・防災課は、第百十一条各号に掲げる事務

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)	(略)
令和三年三月三十一日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
(略)	(略)

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十四条の二 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(道路局環境安全・防災課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全・防災課は、第百十一条各号に掲げる事務

のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)	(略)
令和三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
(略)	(略)